

**遠軽地区広域組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

遠軽地区広域組合

目次

第1章 計画の目的	1
第2章 基本的事項	1
1 対象とする範囲	1
2 対象となる部局、施設等	2
3 対象とする温室効果ガス	3
4 計画の期間	3
5 計画の位置づけ	4
第3章 温室効果ガスの排出状況	5
1 温室効果ガス算定方法	5
2 排出係数	5
3 温室効果ガス総排出量	6
4 温室効果ガス排出量の推移	6
5 温室効果ガス排出量の部局別推移	7
6 温室効果ガスの削減目標	9
第4章 目標達成に向けた取り組み	10
1 具体的な取り組み	10
第5章 計画の推進	16
1 推進組織	16
2 点検体制	16
3 進捗状況の公表	16

第1章 計画の目的

遠軽地区広域組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、遠軽地区広域組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

第2章 基本的事項

1 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、遠軽地区広域組合が共同処理する事務及び事業とし、管理運営業務委託施設を含むすべての施設とします。

ただし、本計画は遠軽地区広域組合の職員が直接実施するものに限られることから、委託等により実施する事務及び事業については、受託者に対して必要な協力を要請します。

(1) 遠軽地区広域組合消防本部

遠軽地区広域組合消防署（生田原・丸瀬布・白滝・湧別・上湧別・佐呂間出張所を含みます。）

遠軽地区広域組合消防団（遠軽町・湧別町・佐呂間町消防団）

消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防に関する事務

(2) 衛生センター南兵村処理場（以下「衛生センター」といいます。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくし尿の収集並びにし尿処理施設の設置及び管理運営並びに浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）に係る汚泥の収集及び処理に関する事務

(3) 遠軽地区広域組合リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」といいます。）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく容器包装廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事務

(4) 遠軽地区広域組合えんがるクリーンセンター（以下「クリーンセンター」といいます。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務

2 対象となる部局、施設等

部局ごとに管理する温室効果ガスの算定対象とする施設等は、次のとおりです。

消防本部、消防署警備課	消防本部・消防署庁舎、防災備蓄倉庫、資機材庫、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	第1分団車庫、第2分団車庫、第3分団瀬戸瀬車庫、第3分団社名瀬車庫、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車、人員搬送車、防災活動車
消防署生田原出張所	生田原出張所（兼生田原分団車庫）、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（生田原出張所兼）生田原分団車庫、安国分団車庫、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車、人員搬送車
消防署丸瀬布出張所	丸瀬布出張所（兼丸瀬布分団車庫）、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（丸瀬布出張所兼）丸瀬布分団車庫、丸瀬布分団上武利車庫、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車
消防署白滝出張所	白滝出張所（兼白滝分団車庫）、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（白滝出張所兼）白滝分団車庫、白滝分団上支湧別車庫、白滝分団上支湧別詰所、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車
消防署上湧別出張所	上湧別出張所（兼上湧別分団車庫）、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（上湧別出張所兼）上湧別分団車庫、中湧別分団車庫兼詰所、開盛分団車庫、消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車
消防署湧別出張所	湧別出張所（兼湧別分団車庫）、広報車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（湧別出張所兼）湧別分団車庫、湧別分団登栄床車庫、芭露分団車庫兼詰所、芭露分団計呂地車庫、芭露分団上芭露車庫、消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車
消防署佐呂間出張所	佐呂間出張所（兼第1分団車庫）、防災備蓄施設、広報車、人員搬送車、水槽付き消防ポンプ自動車、大型水槽車、救急自動車、サイレン設備
消防団施設等	（佐呂間出張所兼）第1分団車庫、第2分団車庫、第3分団車庫、消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車
衛生施設課	公用車
し尿処理施設	衛生センター南兵村処理場、貨物自動車（ダンプ）
リサイクル施設	リサイクルセンター、フォークリフト
焼却施設	えんがるクリーンセンター

3 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する7ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄・三フッ化窒素）のうち、活動量が少ないハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素を除いた3種類の物質を対象とします。

ガス種類	主な発生源	地球温暖化係数※
二酸化炭素（CO ₂ ）	自動車等の燃料、電気の使用 一般廃棄物（プラスチック類）の焼却	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行 一般廃棄物の焼却（全焼却量） し尿、浄化槽汚泥処理	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行 一般廃棄物の焼却（全焼却量） し尿、浄化槽汚泥処理	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの冷媒	1,430
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の洗浄等	7,390
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電力絶縁用ガス	22,800
三フッ化窒素	半導体の製造過程	17,200

※地球温暖化係数（地球温暖化対策推進法施行令第4条）

各温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を基準に比較して表した係数です。

（例）メタン（CH₄）の地球温暖化にもたらす程度は二酸化炭素の25倍

○温室効果ガス総排出量では、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）は二酸化炭素に置き換えて算出します。

4 計画の期間

2020（令和2）年度から2030（令和12）年度末までを計画の期間とします。

また、計画開始から5年後の2024（令和6）年度に次期改定の可否を含めた検討を行い、2025（令和7）年度以降の計画を策定するものとします。

項目	年度									
	2016	...	2020	2021	2022	2023	2024	...	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計画期間										

計画期間のイメージ

5 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制のための措置に関する「実行計画」とします。

地球温暖化対策推進法（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス算定方法

温室効果ガス排出量の算定に際しては、温室効果ガスを発生させる活動の種類ごとに、活動量に「活動量あたりに排出されるガスの量（排出係数）」を乗じ、ガス種類別に合計したものに第2章に掲げるガスの種類に応じた「地球温暖化係数」を乗じて求めることとします。

2 排出係数

温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数は、以下のとおりとします。

温室効果ガスの種類		CO ₂ 二酸化炭素	CH ₄ メタン	N ₂ O 一酸化二窒素	
活動の種類別					
燃料の燃焼	ガソリン	0.00232 t-CO ₂ /L	—	—	
	灯油	0.00249 t-CO ₂ /L	—	—	
	軽油	0.00258 t-CO ₂ /L	—	—	
	A重油	0.00271 t-CO ₂ /L	—	—	
	LPガス	3.000 t-CO ₂ /kg	—	—	
電気の使用（事業者A）		0.000643 t-CO ₂ /kWh	—	—	
電気の使用（事業者B）		0.000548 t-CO ₂ /kWh	—	—	
電気の使用（事業者C）		0.000656 t-CO ₂ /kWh	—	—	
自動車の走行	ガソリン	軽貨物	—	0.000011 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		軽乗用	—	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		小型貨物	—	0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000026 kg-N ₂ O/km
		小型乗用	—	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000029 kg-N ₂ O/km
		普通貨物	—	0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000039 kg-N ₂ O/km
		普通乗用	—	0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000029 kg-N ₂ O/km
		特殊	—	0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000035 kg-N ₂ O/km
	軽油	小型貨物	—	0.0000076 kg-CH ₄ /km	0.000009 kg-N ₂ O/km
		小型乗用	—	0.000002 kg-CH ₄ /km	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物	—	0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000014 kg-N ₂ O/km
		普通乗用	—	0.000002 kg-CH ₄ /km	0.000007 kg-N ₂ O/km
		特殊	—	0.000013 kg-CH ₄ /km	0.000025 kg-N ₂ O/km
	一般廃棄物の焼却	合成繊維の廃プラスチック	2.288 t-CO ₂ /t	—	—
		合成繊維を除く廃プラスチック	2.765 t-CO ₂ /t	—	—
廃棄物を原料とする固形燃料		0.774 t-CO ₂ /t	—	—	
連続燃焼式焼却施設		—	0.00000095 t-CH ₄ /t	0.0000567 t-N ₂ O/t	
準連続燃焼式焼却施設		—	0.000077 t-CH ₄ /t	0.0000539 t-N ₂ O/t	
パッチ燃焼式焼却施設		—	0.000076 t-CH ₄ /t	0.0000724 t-N ₂ O/t	
下水又はし尿の処理			0.00054 t-CH ₄ /m ³	0.0000045 t-N ₂ O/tN	
浄化槽によるし尿及び雑排水の処理			0.0011 t-CH ₄ /人	0.000026 t-N ₂ O/人	

3 温室効果ガス総排出量

2019（令和元）年度における温室効果ガス排出内訳は、燃料の燃焼や電力の使用に伴う二酸化炭素が2,427 t-CO₂で全体の39.1%、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素が3,635 t-CO₂で全体の58.6%を占めています。

また、し尿の処理に伴う二酸化炭素は137 t-CO₂で全体の2.2%となっています。

※メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）は地球温暖化係数を乗じたCO₂換算量です。

単位：t-CO₂/年

活動区分	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	計
電気の使用	1,571			1,571
燃料の使用	856			856
一般廃棄物の焼却	3,487	16	132	3,635
し尿の処理		125	12	137
その他	1	1	2	4
計	5,915	142	146	6,203

※各区分の数値は端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※その他には、自動車の走行、浄化槽によるし尿及び雑排水の処理、家庭用機器等における液化石油ガス（LPG）の使用が含まれます。

4 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス総排出量のうち、電気の使用によるものは25.3%、燃料の使用によるものが13.8%となっており、燃料の区分では重油が最も多く、燃料の使用による二酸化炭素排出量の74%を占めています。

遠軽町、湧別町、佐呂間町の3町で構成する遠軽地区広域組合では、消防に関する事務のほか、衛生センターにおいてし尿・浄化槽汚泥の処理、リサイクルセンターで容器包装リサイクルの事務を行っておりますが、2018（平成30）年1月よりごみ焼却施設（クリーンセンター）の管理運営を開始したことで、一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量が増加し、電気の使用による温室効果ガスの排出量は、基準年の2016（平成28）年度に対し、2019（令和元）年度は約2.5倍となっています。

また、ガソリン、軽油の使用による温室効果ガスの排出量は、火災をはじめとする各

種災害や救急出動件数、消防隊や救急隊の活動時間、走行距離に比例して消防自動車や救急自動車の燃料の消費量が増減します。

単位：t-CO₂/年

区分	基準年 2016年度	現況年 2019年度	基準年比
電気	629	1,571	+149.8%
A重油	535	641	+19.8%
灯油	75	91	+21.3%
ガソリン	74	66	-10.8%
軽油	71	58	-18.3%
一般廃棄物の焼却	—	3,635	—
し尿の処理	152	137	-9.9%
その他	3	4	+33.3%

※各区分の数値は端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※その他には、自動車の走行、浄化槽によるし尿及び雑排水の処理、家庭用機器等における液化石油ガス（LPG）の使用が含まれます。

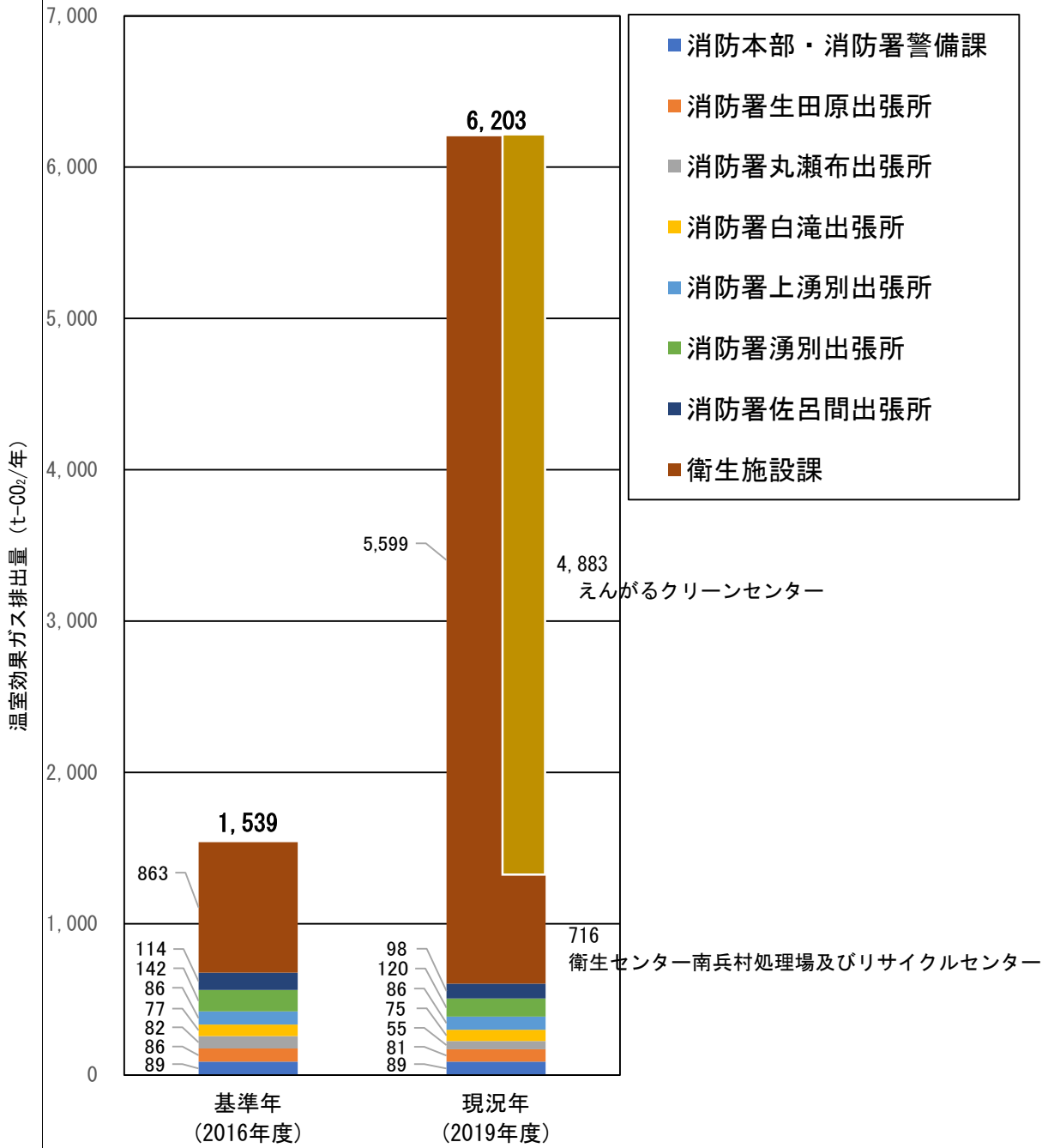
5 温室効果ガス排出量の部局別推移

遠軽地区広域組合の2016（平成28）年度の温室効果ガス総排出量は1,539 t-CO₂となっており、部局別では衛生施設課が全体の56.1%を占め、消防本部・消防署（出張所を含む。）が43.9%となっています。

また、2018（平成30）年1月よりごみ焼却施設（クリーンセンター）の稼働によって遠軽地区広域組合における温室効果ガス総排出量は増加し、2019（令和元）年度は6,203 t-CO₂となっています。

遠軽地区広域組合の温室効果ガス排出量のうち、ごみ焼却施設からの排出が約8割を占めることから、衛生施設課が全体の約9割を占めているのが現状です。

温室効果ガス排出量の部局別推計



温室効果ガス排出量の部局別推計

単位：t-CO₂/年

区分	基準年 2016年度	現況年 2019年度	基準年比
消防本部・消防署警備課	89	89	0.0%
消防署生田原出張所	86	81	-5.8%
消防署丸瀬布出張所	82	55	-32.9%
消防署白滝出張所	77	75	-2.6%
消防署上湧別出張所	86	86	-0.0%
消防署湧別出張所	142	120	-15.5%
消防署佐呂間出張所	114	98	-14.0%
衛生施設課	863	5,599	+548.8%
し尿処理施設	824	686	-16.7%
リサイクル施設	38	30	-21.1%
焼却施設	—	4,883	—
計	1,539	6,203	+303.1%

※各区分の数値は端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

6 温室効果ガスの削減目標

基準年の2016（平成28）年度と比較した場合、ごみ焼却施設の稼働前後の比較となり目標値が分かりづらくなるため、2019（令和元）年度の温室効果ガス総排出量に対して計画期間の最終年度である令和12年度の二酸化炭素排出量を15%（930 t-CO₂）削減することを目標とします。

第4章 目標達成に向けた取り組み

1 具体的な取り組み

遠軽地区広域組合の事務及び事業について、二酸化炭素の総排出量を抑制し、環境負荷の軽減を図るために行う具体的な取り組みは、次のとおりとします。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容	具体策
空調	空調設定温度・湿度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期間の冷房は、設定温度を28℃とし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行う ・過度なエアコンの利用を控え扇風機を使用する ・ブラインド等の使用で、直射日光による室温上昇を抑制する ・夏期の室温：28℃ 冬期の室温：20℃ ・冬期間の事務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行い、燃料使用量を削減する ・空調機設備・熱源機の起動時刻を適正化する ・冬季の夜間にカーテンの利用を推進し、断熱性能を向上して、燃料使用量を削減する ・室温維持のため、退庁時はブラインドを下ろして窓からの熱放射を防ぐ ・膝掛けの使用や重ね着を心がける
	使用されていない部屋の空調停止	・使用されていない部屋の空調停止
	換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化	・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
	夜間等の外気取入れ（冷房が必要な場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期にナイトパージ（適温外気の積極的取入れ）を活用する ・ブラインド（グリーンカーテン）等の使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努める ・窓の開放による外気の活用を心がける
給排水・給湯	冬季以外の給湯供給期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ洗い、つけおき洗いを徹底する ・冷蔵庫、コーヒーマーカー、電気ポット等を適正に使用する

		<ul style="list-style-type: none"> ・ お湯を沸かす場合は、極力ガスを使用する（ガス給湯器で暖めたお湯を電気ポットに入れる） ・ 給湯器使用後の火種の止栓を徹底する ・ 調理などでガスを利用する場合は、できるだけ余熱の利用に努める ・ 水道使用時には、無駄な流しっぱなしをせず、日常的な節水に努める
	トイレ等での節水	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレで水の2度流しをしない ・ 蛇口に節水コマの取り付けを推進する ・ 温水便座や暖房便座の夜間通電を遮断する ・ トイレのエアータオルの使用を停止する ・ 日常的に節水を心がける（手洗いの際等、こまめに蛇口を閉める） ・ 水圧・水流の調節と水漏れ点検を定期的実施する ・ 施設の適正管理を行い、水道施設故障による漏水の早期修理を実施する
照明	照明を利用していない場所におけるこまめな消灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のない箇所や部屋においては、消灯する ・ トイレ、湯沸室などに利用者がいない場合は消灯する ・ トイレ、ロッカールームを出るときは、他の人がいない場合には消灯する ・ 蛍光管の本数を削減（間引き）する
	照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みの消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行う ・ 勤務時間終了後は、廊下照明の消灯を徹底する ・ 消防団車庫や詰所を使用した場合は、消灯を確認する
	昼光の利用・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間離席する場合など、不使用のパソコン等の電源はこまめに切る ・ 会議室を使用する際、会議などの準備や片付け時には点灯しない ・ 勤務時間中でも、晴天時などは可能な限り照明

		<p>を消灯または間引きする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める ・ 労働安全衛生上、支障のない程度に日常的な節電の励行に努める ・ 晴天時など、窓際の照度が十分な場合には、窓際の照明を消す ・ 時間外勤務時及び休日勤務時の照明は、必要最小限とする
昇降機	利用の少ない時間帯における一部停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター内部の照明を、一定時間停止中はOFFになるように設定する
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の使用を励行する
事務機器	使用しない時間帯における電源の遮断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する ・ PCなどのOA機器の電源をこまめに切るように努める ・ コピー機の節電モードの活用を徹底する ・ パソコン等の省電力機能を利用する ・ スイッチ付テーブルタップの利用に努める ・ 待機電力の消費を最小限に抑え、必要に応じて電化製品のコンセントプラグを抜く
公用車	エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車運転中は、急発進・急加速・空吹かしなど無理な運転はしない ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控える ・ 公用車の更新には小型車や低燃費車の導入を図る ・ 公用車のタイヤ空気圧を適正に保つとともに、車内に不要な荷物を積載しないよう心がける ・ 複数の用事がある場合には、極力一度にまとめて処理し、最短距離で移動できるよう効率的な運

		<p>行ルートを選択する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地が同方向で、時間調整が可能な場合は、相乗りに努める ・ タイヤ空気圧の目視のほか、乗車前の始業点検を徹底する ・ 暖機運転は必要最低限とする ・ 車内の冷暖房は適切な温度に設定する
消防施設	積載水補水時のオーバーフロー抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓から消防自動車の積載水を補水する時は水量計を確認しながらオーバーフローを最小限にして節水に努める
	ホース乾燥塔の適正利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホース乾燥塔で消防ホースを乾燥させる場合は乾燥状態を適宜確認し、暖房、送風の運転を最小限にする
再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の新築・改修に際しては、太陽光発電機器や、地中熱ヒートポンプや木質バイオマスボイラー等の複数の再生可能エネルギーによる自家消費運用の可能性についての検討を行い、導入した際には適正な管理に努める
	再生可能エネルギー電気の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出係数の低い、再生可能エネルギー由来の電気の導入を検討し、温室効果ガス排出量の低減を図る
その他	その他（見える化／現状把握／普及啓発など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務終了後の早期退庁に努める ・ 交代制勤務職員は、指定勤務時間を厳守し、電力削減に努める ・ クールビズを推奨し、オフィス内での扇風機の使用禁止に努める ・ クールビズ（夏季）、ウォームビズ（冬季）を推進し、職場における冷暖房使用量を削減する ・ 軽装（ノーネクタイ等）を心がける 特に7～8月は、さらなる軽装（ポロシャツ、チノパン等）を心がける ・ 消防吏員が6月1日から9月30日までの間着用する盛夏服は、特に指定がない限りノーネクタイ

		<p>イとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する研修や定期的な情報提供を行う ・ 環境配慮や地球温暖化防止に関するシンポジウムやセミナーなどに積極的に参加する ・ 業務上、灯油、重油、ガスを多く使用する施設は、適切な使用を再検討し、可能な限り無駄な使用を控える
用紙類	両面コピー、裏面利用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める ・ 簡易な文書・資料は片面使用済用紙を使用する ・ 普段の事務作業において、ミスコピーをなくす、会議資料をデジタル化して紙の使用を抑える、メモ用紙は片面使用済み用紙を使用するなどして、できる限り廃棄物の量を減らすよう努める ・ ミスコピーなどの片面使用済み用紙は、専用トレイを設け裏面への再コピーに利用する ・ 内部の会議等で配布する資料は、原稿送り装置を使用して、複数枚の原稿を1枚にまとめてコピーする
	資料の共有化や簡略化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイリングを徹底する ・ 回覧やファイリングの徹底により文章の共有化を図り、個人の手持ち資料を削減する
廃棄物リサイクル	職場のごみ箱の撤去、不用意なゴミの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る ・ その他の物品の調達については、簡易包装された製品を選択するよう努める ・ できるだけ食べ残しを減らし、生ごみの発生を抑える ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の取り組みを推進する ・ ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進する
	排出ゴミの分別促進、資源化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努め、リサイクルを推進する

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不用品が出た場合は、必要としている職場がないか確認する。また、中古物品が必要な場合は、提供できる職員等がないか同様に確認する
	割り箸・紙コップ使用自粛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割り箸・紙コップの使用を自粛（マイボトル・マイカップ等、利用促進）する ・ 使い捨て容器の購入は極力控える
	封筒、ファイルなどの再利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 封筒、ファイル等を再利用する
	プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ O A 機器等の使用済みトナーカートリッジは、機種ごとの分別や事業者による回収を徹底し、リサイクルするよう努める
購入	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品などの新規、更新する時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを購入するよう努める ・ 物品は適切に在庫管理し、必要量のみ購入する ・ 古紙配合率70%以上、白色度70%以下のものを購入するよう努める ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努める ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマークなど）対象製品の購入に努める ・ 節水型機器の導入について検討する ・ コピー用紙やトイレットペーパーなどには、再生紙を使用し、古紙配合率の高いものの購入を推進する ・ 商品の購入にあたっては、包装の簡素化を依頼したり、エコバック等を持参してレジ袋を使用しないようにする

第5章 計画の推進

1 推進組織

- (1) 推進本部は事務局長・消防長を本部長として、新たな組織を設置することはせずに、既存の課長等会議、本部・署所連絡調整会議において、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。
- (2) 事務局は総務課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進捗管理を行います。

2 点検体制

事務局は各課と連携し、本計画に基づく取組状況や目標達成状況を把握すると共に、推進本部へ報告することとし、この報告結果を受け、推進本部において、各課での取り組みが適切に行われているかを点検し、取り組みを進めていく上での助言や指導等を行います。

また、目標値や過去の実績、組織別等の比較をするなど必要な評価を行います。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価の結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、公式ホームページにより公表します。